

総務委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（2）中央卸売市場北部市場における光熱水費の未請求等について

- 資 料 中央卸売市場北部市場における光熱水費の未請求等について
- 参考資料 1 「川崎市中央卸売市場業務条例（抜粋）」及び「北部市場における電気料金及び水道料金のメーター設置から請求までの流れ」
- 参考資料 2 中央卸売市場北部市場における行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の対応状況等について
- 参考資料 3 地方卸売市場南部市場における光熱水費の請求状況等について

経済労働局

令和3年5月20日

中央卸売市場北部市場における光熱水費の未請求等について

1 調査の経緯

市立井田病院における光熱水費等の未請求事案を受け、行政財産の目的外使用許可等を行っているものについて、光熱水費等の請求状況等を調査したところ、中央卸売市場北部市場（以下「北部市場」といいます。）において、民間事業者に対し水道料金を請求していなかった事案が3件判明しました（令和3年2月10日報道発表）。※参考資料2参照

北部市場では、行政財産の目的外使用許可等に係るもの以外にも、「川崎市中央卸売市場業務条例（以下、「条例」といいます。）」に基づき、市場施設の使用指定を受けた卸売業者、仲卸業者、関連事業者等の使用者に対し、光熱水費を請求しているものが多数あることから、それらを対象とした調査を実施したところ、電気料金を請求していなかった事案等が判明しましたので、次のとおり報告します。

2 調査期間

令和3年2月1日から令和3年4月21日まで

3 調査対象

使用者が、北部市場において使用している電気料金及び水道料金の請求状況

4 北部市場における電気及び水道のメーター設置状況とその検針方法について

- (1) 北部市場では、電気事業者及び上下水道局が行うメーター（親メーター）の検針に基づいて、施設で使用された全ての電気及び水道の支払を一括して行っています。
- (2) 使用者が専有して使用した電気及び水道については、北部市場が子メーターを設置し、検針を行って、使用者へ料金を請求しています。
- (3) 検針方法は、次の2通りです。

- ① 中央監視システムによる遠隔検針（有線によるパルス信号の送受信）
- ② 委託事業者による直接目視による検針

内訳は次のとおりです（令和3年3月31日現在）。

- | |
|----------------------------------|
| ①に相当する子メーターが、電気689個、水道290個、計979個 |
| ②に相当する子メーターが、電気59個、水道10個、計69個 |
| 合計1,048個 |

なお、このうち市が専有して使用している子メーターは、電気53個、水道23個、計76個です。

5 調査内容

市職員が、請求に使用している子メーター1,048個のうち、令和2年12月25日から令和3年1月15日までに調査した行政財産の目的外使用許可等に係る7個（電気4個、水道3個）を除いた1,041個（電気744個、水道297個）の現地調査を行うとともに、メーター管理台帳と請求リストとの突合確認を実施しました。

6 調査結果

(1) 条例に基づく使用指定に係る電気料金の未請求等について

調査の結果、次の未請求等の事案があることが判明しました。

No.	対象施設名称	未請求額等	未請求等の始期	主な施設・設備
1	青果棟低温卸売場	19,405,813 円	平成 25 年 5 月	プレハブ冷蔵庫 2 部屋(476 m ²)
	【原因】 平成 25 年 5 月に本施設が稼働した際に、請求先・請求金額等を管理する市場管理システム上で、請求先を市から使用者に変更する必要があったが、変更手続きをせず、電気料金を請求していなかった。			
2	青果棟 3 階西側事務所	A 社：646,810 円 B 社：104,429 円	平成 25 年 3 月	照明等
	【原因】 平成 25 年 3 月の本施設利用当初に、メーター X の電気料金を A 社へ 8 割、B 社へ 2 割の按分で請求することとし、これまで支払を受けていたが、今回の調査でメーター X の電気料金は全額 A 社が負担すべきものであったことが判明した。また、市が全額負担していた別のメーター Y 及び Z の電気料金は、全額 B 社が負担すべきものであることが判明した。これにより、A 社には 646,810 円、B 社には差額の 104,429 円が未請求となった。			
3	花き棟 1 階卸売場シャッター	311,899 円	平成 27 年 6 月	電動シャッター
	【原因】 平成 27 年 6 月から、中央監視システムによる遠隔検針の不具合によりメーターの検針ができていなかった。その際、検針システムの修繕又は目視による検針に切替える必要があったが、その手続きをせず、電気料金を請求していなかった。			
4	水産棟 3 階西・東卸厨房	C 社：(請求不足) D 社：(過徴収) ※金額はそれぞれ調査中	調査中	排気ファン
	【原因】 市場管理システム上の C 社と D 社の請求先について、相互に誤った設定を行っていたことが判明した。誤った設定に基づき、請求を行い、両社から支払がされていたことから、C 社に対しては請求の不足が発生し、D 社に対しては過徴収額が生じた。			

(2) 子メーターの法定有効期限について

令和 3 年 3 月 31 日時点において、271 個のメーター（電気 116 個、水道 155 個）の法定有効期限が、次のとおり経過していることを確認しました。

No	原因等	個数（内訳）
1	メーター管理台帳への登録を行っていないため、法定有効期限が経過した状態となった。	7 個 (電気 3 個、水道 4 個)
2	令和 2 年度中に交換工事を実施し、更新予定であったメーターについて、入札の不調により工事実施時期が遅れたことから、法定有効期限が経過した状態となった。	264 個 (電気 113 個、水道 151 個)

なお、有効期限が経過している 271 個のメーターについては、今月中に交換を終了する予定となっています。

7 未請求が生じている事業者への対応

対象事業者に対し、未請求事案の経過や未請求額等について報告を行い、今後の請求について協議を開始したところです。

8 再発防止に向けて

未請求に至った原因を踏まえ、再発防止に取り組んでまいります。

1 川崎市中央卸売市場業務条例（抜粋）

（市場施設の指定等）

第61条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者の団体その他前項に規定する者以外のものに対しても市場施設の使用を許可することができる。

3 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。

（使用料等）

第67条 市場使用料は、月単位で納入するものとし、その額は、別表の金額に100分の110を乗じて得た額（土地使用料のうち1月以上の使用に係る使用料にあっては、同表の金額）の範囲内において規則で定める。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 市場において使用する電力、電話、ガス、水道、暖房、冷房等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。

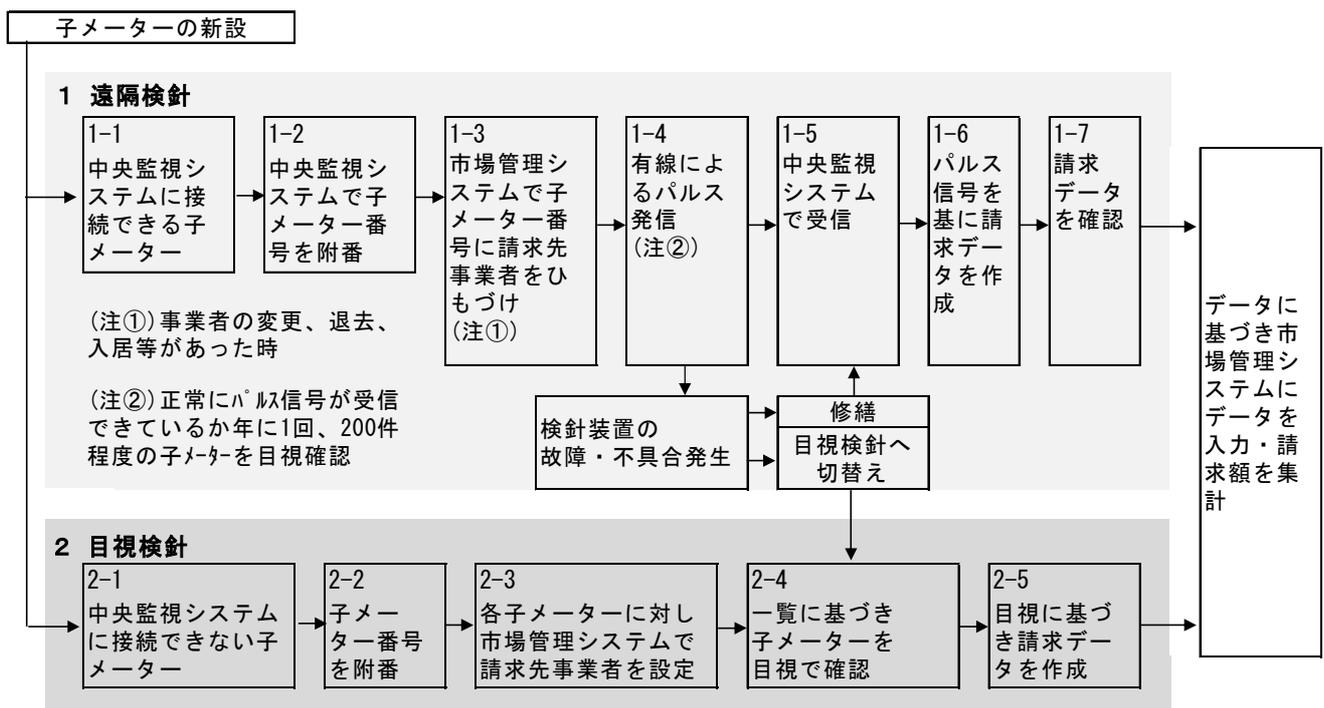
3 第62条第2項ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に使用するとき、市長は、使用者に本来の用途の施設使用料に相当する額を納付させることができる。

4 使用料については、使用期間が1月に満たない場合は、日割計算による。

5 使用者は、指定又は許可を受けた施設を使用しない場合であっても使用料を納付しなければならない。

6 使用料の納入の方法は、規則で定める。

2 北部市場における電気料金及び水道料金のメーター設置から請求までの流れ



中央卸売市場北部市場における行政財産の目的外使用許可等に係る
光熱水費等の対応状況等について

※令和 3 年 5 月 20 日 総務委員会 所管事務の調査（報告）【財政局】事項

No.	未請求光熱水費等の種類	請求額	使用許可等の始期
4 5	変電所の水道料金	(調整中)	昭和 55 年 11 月 15 日 昭和 56 年 5 月 1 日
	<p>【原因等】</p> <p>昭和 60 年の使用許可更新時に、光熱水費の請求に関する条件を追加したが、メーターの設置手続き等をせず、水道料金の請求をしていなかった。</p> <p>なお、平成 31 年 1 月以降は水圧低下に伴って使用ができない状態になっている。</p> <p>メーターの設置が無く、使用水量の積算方法について使用者との協議が必要となるため、請求額は現在調整中である。</p>		
9	ガラス温室の水道料金	(調整中)	平成 23 年 2 月 2 日
	<p>【原因等】</p> <p>ガラス温室の設置当初から、中央監視システムによる遠隔検針の不具合により、メーターの検針ができていなかった。</p> <p>その際、目視による検針に切替えを行う必要があったがその作業をせず、水道料金の請求をしていなかった。</p> <p>なお、平成 23 年 3 月から平成 24 年 12 月までの使用水量については、メーターが更新されているため算出ができない状況であり、使用水量の積算方法について使用者との協議が必要となるため、請求額は現在調整中である。</p>		

地方卸売市場南部市場における光熱水費の請求状況等について

1 調査実施者

指定管理者：川崎市場管理株式会社

2 調査対象

市場施設の使用指定を受けた卸売業者、仲卸業者、関連事業者等の使用者が、南部市場において使用している電気料金及び水道料金の請求状況

3 南部市場における電気及び水道のメーター設置状況とその検針方法について

(1) 電気・水道メーターの設置状況

- ① 電気：326 個（南部市場が設置）
- ② 水道：上下水道局が設置

(2) 電気料金

- ① 南部市場では、電気事業者が行うメーター（親メーター）の検針に基づいて、施設で使用された全ての電気の支払を、指定管理者が一括して行っています。
- ② 使用者が専有して使用した電気については、南部市場が子メーターを設置し、指定管理者が毎月目視による検針を行って、使用者へ料金を請求しています。

(3) 水道料金

上下水道局がメーターを設置し、各メーターの検針を行い、各施設で使用された水道料金等について、使用者に対し直接請求をしています。

4 調査内容

指定管理者が、請求に使用している電気の子メーター326 個の現地調査を行うとともに、メーター管理台帳との突合確認を実施しました。

5 調査結果

確認の結果、未請求事案は生じておりませんでした。